

# 働き方改革セミナー

# 実務のポイント

## 働き方改革関連法 4月1日施行

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます。これにより、法改正により全ての企業において、年10日以上のある年次有給休暇が付与される全ての労働者に対して、年5日の有給休暇を時季を指定して取得させることが、罰則付きで義務づけられるなど、事業者は対応が必要となります。働き方改革を着実に実施することで、より魅力ある職場が実現し、人材の確保、業績の向上、利益増の好循環が期待されます。セミナーでは働き方改革に取り組む際の実務上のポイントをわかりやすく説明するとともに個別相談会も実施します。この機会にぜひご参加ください。

**日時 3月7日(木) 14時30分～**

**会場 藤沢商工会館5階503会議室**

<内容> ①実務上のポイント解説 (14時30分～15時30分)

②個別相談 (15時30分～16時30分)

<講師> 厚生労働省神奈川労働局藤沢労働基準監督署

神奈川働き方改革推進支援センター

受講料無料

<定員> 50名(定員になり次第締切り)

<申込み> 下記の参加申込書に必要事項を記入の上、切り取らずにFAX(0466-27-8664)にてお申し込みください。個別相談の箇所は該当する方を○印で囲んでください。相談内容によっては別の日程で対応させていただきますので、予めご了承ください。

※切り取らずに、そのまま送信してください。

藤沢商工会議所 支援課 行 ★働き方改革セミナー参加申込書

**FAX : 0466-27-8664**

事業所名		所在地	
TEL・FAX	TEL: ( ) FAX: ( )	個別相談	希望する ・ 希望しない (どちらかに○印をしてください)
参加者名①		参加者名②	

※ご記入いただいた情報は、当所事業に関する連絡・記録用として使用します。なお、個別相談を希望される場合のみ、当所より関係機関(共催)に情報提供を行い、各種相談業務・支援業務に利用させていただきます。

**時間外労働上限規制  
が導入されます!**

月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度に設定する必要があります。

**年次有給休暇の確実な取得が必要です!**

使用者は、10日以上のある年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

**不合理な待遇差が  
禁止されます!**

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

【問合せ】藤沢商工会議所 支援課  
☎0466-27-8888